

国立大学法人九州大学コンプライアンス違反通報窓口運用規程

平成26年度九大規程第154号

制定：平成27年 3月31日

最終改正：令和 5年 3月28日

(令和4年度九大規程第66号)

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人九州大学の業務の適正を確保するための体制等に関する規則（平成26年度九大規則第128号）第13条第2項の規定に基づき、コンプライアンス違反通報窓口（以下「通報窓口」という。）の運用等に関し必要な事項を定め、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「保護法」という。）に定める公益通報者の保護を図るとともに、国立大学法人法（平成15年法律第112号）又は他の法令若しくは本学の規則等に違反する事実（以下「コンプライアンス違反事案」という。）に適切に対応することにより、国立大学法人九州大学（以下「本学」という。）の法令遵守の徹底に資することを目的とする。

(通報窓口)

第2条 コンプライアンス違反事案のうち、次の各号に掲げる事項に係るものは、当該各号が定めるところにより通報窓口を置き、コンプライアンス違反事案を処理する。

- (1) ハラスメント 国立大学法人九州大学ハラスメント防止規程（平成16年度九大就規第30号）
 - (2) 研究不正 国立大学法人九州大学の適正な研究活動に関する規程（平成21年度九大就規第14号）
 - (3) 研究費不正 九州大学における競争的資金等の不正使用に係る調査等に関する規程（平成26年度九大規程第76号）
- 2 保護法第2条に規定する通報対象事実その他のコンプライアンス違反事案（前項のコンプライアンス違反事案を除く。以下単に「コンプライアンス違反事案」という。）に係る学内外からの通報（以下「公益通報等」という。）の窓口として、監査・コンプライアンス室及び学外の機関等に公益通報等窓口を置く。
- 3 前項の規定は、コンプライアンス違反事案に係る事務を主管している事務局各課等又は部局事務部（以下「主管課等」という。）が公益通報等窓口を経由しない公益通報等を受け付けることを妨げるものではない。

(公益通報等の方法)

第3条 公益通報等を行う者（以下「通報者」という。）は、公益通報等窓口により郵便、電話、ファクシミリ、電子メール、面談等の方法により、次に掲げる事項を明示して行わなければならない。

- (1) 通報者の氏名、連絡先
- (2) コンプライアンス違反事案に関与した疑いがある者（以下「被通報者」という。）の氏名
- (3) コンプライアンス違反事案の内容（違反する法令等の名称、違反の様態、時期等）
- (4) コンプライアンス違反事案とする合理的な理由又は根拠

(公益通報等の取扱い)

第4条 監査・コンプライアンス室は、前条の規定により公益通報等があったとき（次項の規定により情報を共有したときを含む。）は、その内容に応じ、適切な主管課等に取り次ぎ、又は必要な情報を教示するものとする。

- 2 学外の機関等に置く公益通報等窓口が公益通報等を受け付けたときは、監査・コンプライアンス室に情報を共有するものとする。
- 3 主管課等の長は、公益通報等のうち前条各号の事項が明示されたものを受け付けるものとする。ただし、要件を満たさない公益通報等であっても、主管課等の長が必要と認めたものは、受け付けることがある。
- 4 第1項及び前項の規定にかかわらず、監査・コンプライアンス室長は、主管課等において公

益通報等処理することが適当でないとき、主管課等に取り次ぎず、当該公益通報等を受け付けることができる。

- 5 主管課等の長は、公益通報等を受け付けなかったときは、その理由その他必要な情報を通報者に教示するものとする。
- 6 主管課等の長又は監査・コンプライアンス室長（以下「主管課長等」という。）は、公益通報等を受け付けたとき（第2項の規定により情報を共有したときを含む。）は、速やかに当該コンプライアンス違反事案に係る担当理事（担当理事が公益通報等の事案と直接の利害関係を有する場合は、総長が指名する理事とする。以下同じ。）にその内容を報告しなければならない。
- 7 担当理事は、公益通報等の内容について、関係する職員及び事務部に協力を求め、関係資料等を検証し、合理性等を確認のうえ、公益通報等の受付から原則として20日以内に調査の要否を決定するとともに、その旨を総長に報告する。
- 8 担当理事は、前項の規定により調査を行うことを決定したときは、通報者及び被通報者にその旨を通知のうえ、調査への協力を要請するものとし、調査を行わないことを決定したときは、その旨を理由とともに通報者に通知する。
- 9 報道若しくは外部機関等によりコンプライアンス違反事案が指摘されたとき又は内部監査等においてコンプライアンス違反事案の疑いが生じたときは、公益通報等があった場合に準じた取扱いをすることができる。

（調査・認定）

第5条 担当理事は、調査を行うこととした公益通報等の内容等に応じ、指名する職員に、コンプライアンス違反事案の有無、コンプライアンス違反事案の内容、関与した者及びその関与の程度並びに本学に与えた被害等（以下「違反事案の有無等」という。）について調査させ、その結果に基づいて違反事案の有無等の認定を行うものとする。

- 2 前項の調査にあたっては、被通報者に弁明の機会を与えなければならない。
- 3 担当理事は、第1項の認定に先立ち、調査委員会を設置し、当該認定について意見を聴くことができる。
- 4 通報者、被通報者その他役員及び職員は、調査に対し、誠実に協力しなければならない。

（認定の報告等）

第6条 担当理事は、違反事案の有無等の認定を行ったときは、速やかに総長に報告するとともに、通報者及び被通報者に通知する。

（秘密保持義務）

第7条 公益通報等に関わった役員及び職員は、公益通報等の内容等の情報その他その職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

（通報者等の保護）

第8条 総長は、悪意に基づく公益通報等であると認定されない限り、単に通報者が公益通報等したことを理由として、通報者に対し、解雇、降格、減給その他不利益な取扱い等（派遣契約に基づき本学で従事する者にあつては当該契約の解除又は他の者に交代を求めることを含む。以下、本条において同じ。）をしてはならない。

- 2 総長は、相当な理由がない限り、単に被通報者が公益通報等されたことを理由として、被通報者に対し、解雇、降格、減給その他不利益な取扱い等を行ってはならない。
- 3 総長は、コンプライアンス違反事案がなかったことが確認された場合は、必要に応じ、被通報者その他職員等の業務の正常化及び名誉回復のための措置を講ずる。

（コンプライアンス違反事案に対する措置）

第9条 総長は、コンプライアンス違反事案が認定又は公益通報等が悪意に基づき行われたと認定された場合で、処分又は労働環境の改善を行うことが必要であると認めるときは、必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の措置のほか、認定されたコンプライアンス違反事案の悪質性が高い場合は、刑事告発、民事訴訟等の法的措置を講ずることがある。

(事務)

第10条 この規程に定める公益通報等に関する事務は、主管課等及び監査・コンプライアンス室がそれぞれ処理する。

2 監査・コンプライアンス室は、前項の事務に関し、総括し、及び連絡調整を行う。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、通報窓口の運用等に関し必要な事項は、総長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年度九大規程第110号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年度九大規程第108号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年度九大規程第40号)

この規程は、令和3年6月1日から施行する。

附 則 (令和4年度九大規程第66号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。